

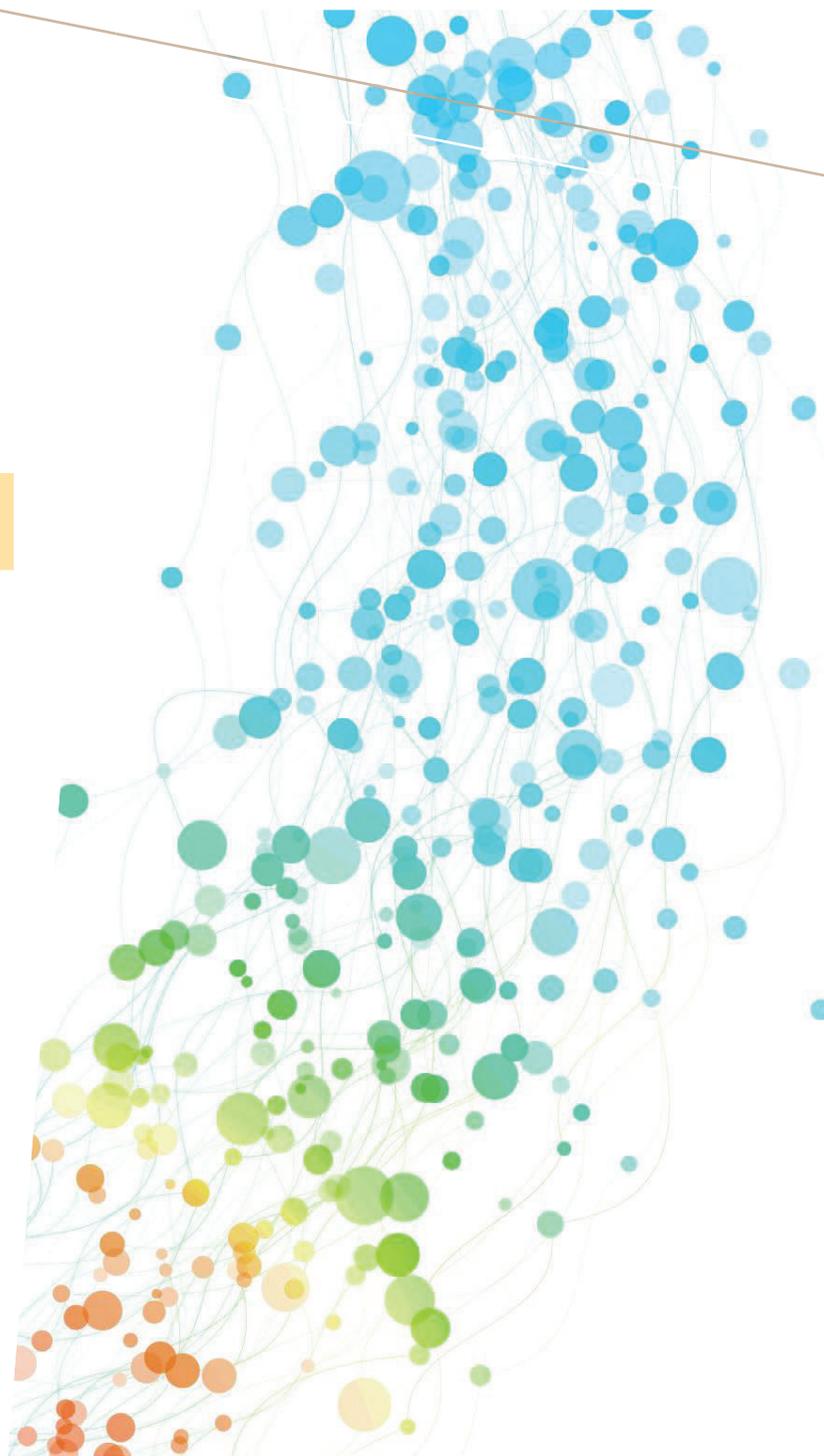
# 令和7年4月1日より 保育所型認定こども園 に移行します

- ・ 令和7年4月1日より、当園は「認可保育所」から「保育所型認定こども園」へ移行いたします。
- ・ 移行に伴い、名称が

## 『認定こども園 みだけ保育園』

に変更いたします。

- ・ 保護者が就労されているご家庭は、保育時間、開園日、保育内容等、保育所機能に変更はありません。
- ・ 今までの「見岳保育園」と同じ内容にてご利用いただけますのでご安心ください。
- ・ 保育所型認定こども園は、保育を必要とする子どものみならず保育を必要としない子どもの利用が可能になるほか、地域の子育て支援機能が強化されることとなります。
- ・ 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



# こども園で変わること（1号認定について）

認定こども園では、新たに1号認定の入園が可能になります。（保護者が就労されている方は2・3号認定です。）

1号認定は、幼稚園と同様に保護者の方の就労状況に関わらず入園ができる認定こども園の入園制度です。

認定こども園みだけ保育園では、1号認定の園児の基本時間も、午前9時00分～午後16時00分までと、長いことが特徴です。

普通の幼稚園や1号認定の園児の利用時間は、4時間が基本時間（例：午前9時から午後2時）と設定している施設が多いです。

- ・ 定員…3・4・5歳児 合計10名
- ・ 時間…午前9時～午後16時（昼食とおやつは、これまでと同様に保育園で提供します。）
- ・ 休業日…日曜日・祝日・夏休み（8月13日～8月17日）・冬休み（12月28日～1月5日）・春休み（3月25日～3月31日）
- ・ 保育料…幼保無償化により無料。給食費は南島原市からの助成により無料。

（今までと同様に主食費 800円/月が必要となります。）

曜日	開園時間	利用時間帯		
		1号認定	2・3号認定保育標準時間	2・3号認定保育短時間
月曜日～土曜日	7時～19時	9時00分～16時00分	7時00分～18時00分	9時00分～17時00分
		※ この時間帯以外は、延長保育となります。		

※ご希望の方には、上記時間外の預かり保育もあります。

# 延長預かり・一時預かり保育について

- 下記の表の通り、教育時間外は延長預かりを行っております。利用に申込は必要ありませんが

1時間100円の利用料が必要となります。

- また、夏休み・冬休み・春休みにつきましては、一時預かり保育を1日1,000円で行います。

こちらは、長期休み前に利用予定表をお渡しします。

※延長預かり・一時預かり保育の利用料は、月額4,500円を上限といたします。

※3～5歳児の利用につきましては、当園がお渡しする領収書を市役所に提出すると、返金補助をして

頂けるようになっております。詳細はお問い合わせください。

	7:00	8:00	9:00		16:00	17:00	18:00	19:00
1号認定	1時間100円		教育時間			1時間100円		
標準時間	保育時間							無料
短時間	1時間100円		保育時間			1時間100円		

# 保育所型 認定こども園とは

認可保育所に、1号認定園児の利用を付与した施設です。  
“保育所型子ども園”は、保育園と同じ児童福祉施設です。  
保育園機能も保育内容も変わりません。

## 2・3号認定についての質問

**Q. 認可保育所と何が違うのでしょうか？**

A. 「保育所型認定こども園」は保育園機能がベースのこども園のため、保育園としての機能が中心です。

保育時間、開園日、保育内容等も、就労が必要な方は、保育園と変更ありません。

**Q. 園児数はどうなりますか？**

A. 0～2歳は、変更ありません。就労等により保育が必要な子どものみのお預かりです。

3・4・5歳が就労の有無や形態に関わらず、入園できる園児が園全体で10名利用できます。

**Q. 保育内容は変わりますか？**

A. 保育内容に変更はありません。

当園は“保育所型認定こども園”のため、今まで通り、「保育所保育指針」に基づいた教育・保育が行なわれます。

**Q. 保育時間に変わりがありますか？**

A. これまで同様、標準時間は、午前7時～午後7時まで利用可能。

短時間は、午前9時～午後5時まで利用可能。（時間外は、1時間100円で延長保育を行っています。）

**Q. 費用が変わりますか？**

A. こども園移行化を起点とした新たな費用が発生する予定はありません。

**2・3号認定の方の保育時間、開園日、保育内容等は、保育所のままです。  
現在と変わることはございませんので、ご安心ください！**

# 保育料の納付について

- ・ 0～2歳児の保育料納付先が、南島原市から園へ直接納付に変更となりますが、保育料の決定は、引き続き南島原市が実施します。

- ・ 保育料納付の方法は、月末に保育料のご案内を行い、園にて直接納付をお願い致します。

※南島原市の子どもたちは、南島原市が第2子から保育料を補助して頂いていますので、第2子目以降から無償となっています。

(子育てしやすい街を目指した南島原市の政策の一つです。)

# 入園方法について

- ◆ 2・3号認定の方は変更ありません。  
今まで通り、園か市役所に申し込んでください。
- ◆ 1号認定のみ園にて募集、入園手続きを行います。

※移行年度(R7年度)の申し込みに関しては、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出をお願い致します。  
(園で準備していますので、移行希望の方はお声かけをお願い致します。)

今までの保育目標を大事にしながら  
新たな理念や方針をしっかりと持ち  
子どもたちの生きる力をしっかりと育んでいきます。

## 〈保育目標〉

- ー. いつも明るく元気な子
- ー. あいさつのできる子
- ー. 思いやりのある優しい子

## 〈理念〉

- ・子どもの思いや主張を尊重し、成長を見守る。
- ・人と人のつながりを大切に感じて、自分や他人を思いやる心を育む。
- ・子どもの育ちを考え、生きる力を育む。

## 〈方針〉

- ・子どもの思いや主張を感じ取り、受動的に対応し、成長や行動を認め心身ともに健康的に成長して毎日を生き生きと過ごすことが出来るよう優しい心で見守る。
- ・挨拶や声かけやコミュニケーションを通し、自分や他人が大切な存在であることを理解させ、自分や他人を大事にする心を育む。
- ・乳児期から成功体験や認められる体験を積み上げ、まず一步を踏み出す挑戦する心を育み、生きる力を育む。

# 保育目標 基本理念・方針